

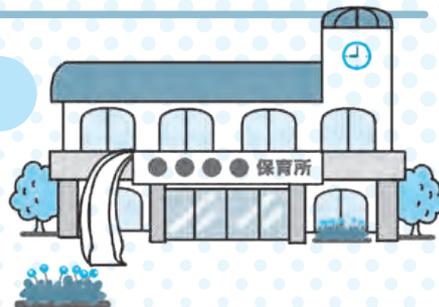
令和7年
4月から

育児休業手当金の 延長手続きが変わります

～ 保育所等に入所できないとき～

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳または1歳6ヵ月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が1歳6ヵ月または2歳に達する日前までの期間、育児休業手当金が支給されます。

これまでは、育児休業手当金の受給期間を延長する場合、保育所等への入所申込みを行った結果入所できないことを示す「入所保留通知書」の提出により手続きを行っていましたが、**令和7年4月から**延長手続きに係る要件が次のとおり追加されました。



【保育所等に入所できないときの延長要件】

※①と②両方を満たす必要があります。

- ① 育児休業の申出に係る子について、市区町村に対して保育所※における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳または1歳6ヵ月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
※児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる「無認可保育施設」は含まれません。

- NEW** ② 保育所等の利用申込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると当組合が認めたとき

【認められない例】

- × 申込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅または勤務先から遠隔地（30分以上）の施設のみである
- × 申込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っている

【延長手続きに必要な書類】

- 育児休業手当金(変更)請求書(1歳前・1歳超)
- NEW** ● 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- NEW** ● 市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
※申込書の写しは大切に保管しておきましょう！
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知書
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)



書類の
ダウンロード等
はこちら



※ 病気や障害のために特別な配慮が必要で、保育体制が整備されていない等の理由により入所申込みの受付ができないとされた場合も、自治体や医療機関等からの通知または証明書があれば手当金の期間を延長できます。